

Q74 成年後見と地域福祉権利擁護事業

成年後見制度と福祉権利擁護事業は、どのような関係にありますか。

両者は知的障害者や高齢者への支援手段として、協働し補完する関係にあります。知的障害者の福祉サービスについても措置から契約へと仕組みが変わります。サービスは、契約に基づき提供されます。そのため、判断能力が十分でないと、契約を締結できなかったり、情報の収集、理解ができないため適切な選択が困難な場合が考えられます。そこで、サービスを利用するためにも、成年後見制度が必要となるわけです。

一方、地域福祉権利擁護事業は、1999年10月から開始された事業で、社会福祉協議会が実施主体となり、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを提供するものです。この制度は、依頼人（本人）と社会福祉協議会との「委任契約」によるもので、任意後見契約と同様に契約構成をとります。ただし、任意後見契約が委任する事務（代理権）の範囲を自由に設定でき、不動産など重要な財産の管理、処分まで委任できるのに対し、地域福祉権利擁護事業は上記のような限定した範囲のサービスを提供するもので、いわば「ミニ任意後見」と言うことができます。安価で信頼できるサービスを受けることができ、狭い範囲の援助で足りる場合には有効です。逆に重要財産の管理、処分まで必要な場合には、成年後見制度を利用することになります。